

庁議（令和3年10月19日）結果について

- 1 開催日 令和3年10月19日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、健康・こども部長、企画政策課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主任
- 6 付議事項

(1) 令和4年度実施提案型協働事業審査結果について

概要	<p>令和4年度に実施する提案型協働事業について、協働事業審査会を開催し、審査の結果、市民提案型協働事業3事業、行政提案型協働事業1事業を採択した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査会：10月2日（土） 提案4事業のプレゼンテーション及び審査員による質疑応答を実施 2 審査員：平塚市協働事業審査会委員（計7名） 【内訳】平塚市市民活動推進委員3名、学識経験者1名 企画政策部長、総務部長、市民部長 3 審査会で採択された事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民提案型：提案のあった3事業を全て採択 <ol style="list-style-type: none"> ①平塚市食品ロス削減事業並びに相対的貧困解消事業（継続3年目） ②社会環境の変化に対応した地域活動の仕組みづくり支援事業（継続2年目） ③農業体験を通して不登校やひきこもりの若者と人材不足に悩む農家をつなぐ就農支援事業～平塚市「スマートライスセンター」の通年営業モデルの創出に向けて～（新規） (2) 行政提案型：提案のあった1事業を採択 <ol style="list-style-type: none"> ①着地型観光プログラムの開発とイベントの周知及び実施（継続3年目）
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	子ども・子育て支援法第46条第3項の規定により、府令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
----	---

	<p>援施設等の運営に関する基準」に基づき「平塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。</p> <p>一部改正の主な内容としては、現行条例にて施設による書面での記録、作成等が規定されているものに関して、書面に代えて電磁的記録により記録等ができるようにするとともに、施設の相手方に対する書面の交付、提供等及び書面による同意について、相手方の承諾を得た上で電磁的記録により行うことができるようにする規定を加える。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>児童福祉法第34条の16第2項の規定により、省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」に基づき「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定している。今回、上記基準の一部が改正されたことに伴い、同様に上記条例の一部を改正する。</p> <p>一部改正の主な内容としては、現行条例の規定にて書面での記録、作成等が規定され、又は想定されているものに関して、書面に代えて電磁的記録により記録、作成等ができるようにする規定を加える。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平塚市国土強靱化地域計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

概要	<p>大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命・財産を守れるよう、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画として、平塚市国土強靱化地域計画の策定作業を進めています。</p> <p>この度、計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメント手続を実施するものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 意見募集期間 令和3年11月5日（金）～令和3年12月6日（月）</p> <p>2 周知方法</p>
----	---

	<p>広報ひらつか（11月第1金曜日号）、市のホームページ</p> <p>3 閲覧場所 市役所、各公民館、各図書館、駅前市民窓口センター、市民活動センター</p> <p>4 意見の提出方法 直接持参、郵送、ファックス、電子メール、電子申請システム</p> <p>5 意見への回答 提出された意見への個別回答は行わず、内容ごとに整理し、意見に対する市の考えを一括して公表、回答します。</p> <p>6 その他 計画（素案）内にある「主な取組」欄の課名表記については、部局名表記に変更してパブリックコメント手続を実施します。</p>
--	---

以 上